

令和 2 年 8 月 7 日
(2020 年)

報道各社 様

西宮市総務局人事部
人事課長 島田 章

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

1. 事案の概要

環境局所属の当該会計年度任用職員 B は、令和 2 年 7 月 15 日 23 時 30 分頃から翌 16 日午前 2 時頃まで、市内飲食店において友人ら 3 人との飲み会に参加した。散会后、自身のバイク（125 cc）を押して歩いて帰宅していた際、飲み会の参加者同士でトラブルが起こっているとの電話連絡を受け、バイクを運転し、40 メートル程度先の現場に向かった。その後、通報を受け、駆け付けた警察官によるアルコール検査の結果、呼気から基準値以上の数値が確認されたことにより、甲子園警察署へ連行され、16 日昼頃に本人が事実を認めたため「酒気帯び運転」の容疑で逮捕されたものです。なお、当該職員は、退職の意向を示しています。

2. 処分年月日

令和 2 年 8 月 7 日

3. 処分対象者及び処分内容

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
環境局	会計年度任用職員 B	21 歳	男性	停職 3 月

4. 処分理由

当該会計年度任用職員 B の行為は、酒気を帯びた状態でバイクを運転し、道路交通法違反の容疑で逮捕されたものであり、地方公務員法第 33 条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、公務上外を問わず、高い倫理規範が求められる公務員として、あるまじき行為であるとともに、西宮市職員の職の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するため、上記の通り厳正に対処したものです。

問い合わせ先：人事課 (TEL:0798・35・3518)